

2024年2月26日 全8頁

# 2024年度税制改正解説-金融・証券税制

## 税制適格ストックオプション制度の拡充など

金融調査部 研究員 平石隆太  
主任研究員 是枝俊悟

### [要約]

- 与党が決定した「令和6年度税制改正大綱」（以下、大綱）をもとに、政府は2024年度の税制改正法案（正式名称は「所得税法等の一部を改正する法律案」）を起草し、2024年2月2日に国会に提出した。大綱で示されていたストックオプション税制の改正などの金融・証券に関わる税制改正の詳細が明らかになった。
- スtockオプション税制については、設立年数が短い企業などが付与する税制適格ストックオプションの年間権利行使価額の限度額が引き上げられる。本改正の内容は、2024年分以後の所得税に関して適用される。
- 子育て世帯や若者夫婦世帯の支援を目的として、住宅ローン減税が改正される。環境への配慮や省エネといった要件を満たした新築住宅に入居する場合の控除額が2022・2023年の水準に維持される。子育て世帯・若者夫婦世帯の年齢要件は2024年12月31日が基準となる。
- なお、大綱に示された生命保険料控除の改正方針は、2024年度の税制改正法案には含まれていない。与党は、23歳未満の扶養親族を有する場合には、適用限度額を現行の4万円から6万円に拡充する方針を示しているが、扶養控除の改正などと合わせ、令和7年度改正で結論を出すとしている。

## 1. 税制改正法案の国会提出

自由民主党・公明党は、2023年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」（以下、大綱<sup>1</sup>）を公表した。その後、政府において大綱をもとに2024年度税制改正法案（正式名称は「所得税法等の一部を改正する法律案」。以下、法案<sup>2</sup>）が起草され、2024年2月2日に国会に提出された。

本稿では、ストックオプション税制や住宅ローン減税の拡充など金融・証券に関わる税制改正について、大綱および法案で明らかになった点につき解説する。

<sup>1</sup> 自由民主党・公明党「[令和6年度税制改正大綱](#)」（2023年12月14日）

<sup>2</sup> 財務省「[所得税法等の一部を改正する法律案](#)」（2024年2月2日）

## 2. ストックオプション税制の改正

### (1) 年間権利行使価額の限度額引上げ

企業がストックオプションとして新株予約権を付与した場合、付与された者は通常、権利行使時点で権利行使価額と権利行使時の取得株式の時価との差額に対して課税される（税制非適格ストックオプション）。一方、一定の条件を満たしたストックオプション（税制適格ストックオプション）については、権利行使時の課税が繰り延べられ、株式の売却時に売却価額と権利行使価額の差額に対して課税される（ストックオプション税制）。

大綱及び法案では、スタートアップにおける優秀な人材確保の観点から、次の条件を満たした株式会社に関して、税制適格ストックオプションの行使に係る権利行使価額の年間限度額を引き上げることが示された。

図表 1：税制適格ストックオプションの行使に係る権利行使価額の年間限度額

	現行	改正後
設立以後5年未満	1,200 万円	2,400 万円
設立以後5年以上20年未満 かつ 非上場または上場以後5年未満	1,200 万円	3,600 万円
上記以外	1,200 万円	1,200 万円

(出所) 大綱、法案をもとに大和総研作成（赤字は改正部分）

本改正法案は国会での審議・可決を経た後、2024年4月1日より施行予定である。図表1で示した改正は、2024年分以後の所得税に関して適用され、2023年分以前の所得税には従来の規定が適用される。

### (2) 社外高度人材対象範囲の拡大

スタートアップ等の新興企業が専門人材を円滑に獲得できるよう、ストックオプション税制の対象者は社内の取締役・従業員だけではなく、社外の人材（社外高度人材）にも適用される。現行制度では社外高度人材としてプログラマー・エンジニア、弁護士などが想定されている。

スタートアップによるさらなる人材確保や人材獲得競争力向上のため、大綱では税制適格ストックオプションの付与対象となる社外高度人材の対象範囲が、図表2に挙げた者にも拡大さ

れる方針が示された。さらに、現行の要件<sup>3</sup>において「3年以上の実務経験があること」が求められる対象者に関して、上場企業の役員については「1年以上の実務経験があること」に緩和され、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもって在留している者については当該要件が廃止される。

社外高度人材の要件は中小企業等経営強化法施行規則において定められており、同施行規則の改正が見込まれる。

図表 2：新たに加えられる社外高度人材の対象範囲

A) 教授及び准教授
B) 上場会社の重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者
C) 非上場会社の役員及び重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者
D) 製品やサービスの開発に2年以上従事していた者で、国内の機関の従業員として開発に従事していた期間において当該機関の全ての事業の試験開発費が40%以上増加し、その試験研究費が2,500万円以上であること等の一定の要件を満たすもの
E) 製品やサービスの販売に2年以上従事していた者で、国内の機関の従業員として販売に従事していた期間において当該機関の全ての事業の売上高が100%以上増加し、その事業の売上高が20億円以上であること等の一定の要件を満たすもの
F) 資金調達に2年以上従事していた者で、国内の機関の従業員等として資金調達に従事していた期間において当該機関の資本金等の額が100%以上増加し、その資本金等の額が1,000万円以上であること等の一定の要件を満たすもの

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

### (3) 株式保管委託要件の緩和

現行の税制適格ストックオプションでは、権利行使によって取得された株式について、金融商品取引業者等によって保管されること等のいわゆる保管委託要件が存在している。つまり、税制適格ストックオプションが行使された場合には、証券会社などに従業員ごとに開設された専用の口座に、株式の保管を委託する必要がある。以前より、株式の保管を金融商品取引業者等に委託しなければならないことは、コストや負担になるとの指摘があった。

法案では、保管委託要件が M&A の制約ともなり得ることを踏まえて、保管委託要件の一部緩和が示された。権利行使により取得した株式が譲渡制限株式であり、発行した株式会社が当該株式を管理する場合には、保管委託要件が不要となる。発行株式会社は、ストックオプションとして発行した株式に関する帳簿の備え、帳簿への権利者ごとの取得等の異動状況の記載、当該

<sup>3</sup> 現行の要件については、経済産業省「[社外高度人材活用新事業 分野開拓計画策定の手引き](#)」を参照。

株式を同一銘柄である他の株式と区別しての管理などが求められる。

この緩和によって企業買収時の事務的な処理が簡素化し、機動的な対応が可能になる。大綱では、スタートアップのエグジットとして IPO のみならず M&A が積極的に活用されることが期待されている。

さらに、税制適格ストックオプションを権利行使する際に、付与された者が付与を行った株式会社に対して提出する書面の電子提供も可能となる。具体的には、税制適格ストックオプションを付与された者が付与決議の日において当該株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等がこれに当たる。

### 3. 住宅ローン減税の改正

現行法では、2024年(入居年、以下この章同じ)の住宅ローン減税における借入限度額は2022・2023年の水準より低くなることになっていた。大綱において、子育て支援の一環として子育て世帯及び若者夫婦世帯における住宅ローン減税の拡充(2023年の水準の維持)が示された。子育て世帯は「19歳未満の子を有する世帯」、若者夫婦世帯は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」を指す。法案により、子育て世帯・若者夫婦世帯の年齢に関する要件は、2024年12月31日時点(該当者が死亡した場合にはその時点)で判定されることが明らかになった。

法案で示された具体的な措置は以下の通りである。環境への配慮等の要件を満たした新築等の認定住宅について500万円、ZEH水準省エネ住宅<sup>4</sup>・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講じることで、2022・2023年の水準を維持する。

図表3：住宅ローン減税の動向

控除率：0.7%

		(入居年)	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
借入 限度 額	新築 買取 再販 住宅	長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万円		※4,500万円⇒5,000万円 (500万円上乗せ)	令和7年度 税制改正で 検討予定
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		※3,500万円⇒4,500万円 (1,000万円上乗せ)	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		※3,000万円⇒4,000万円 (1,000万円上乗せ)	
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡以上 (新築の場合、2024年までに建築確認がなされたもの：40㎡以上)				

※を付した箇所の上乗せは子育て世帯・若者夫婦世帯のみに適用される

(注) 住宅ローンの年末残高に控除率を掛けた金額が控除される

(出所) 国土交通省「令和6年度住宅税制改正概要」、大綱、法案をもとに大和総研作成

また、現行法では、住宅ローン減税が適用される住宅の床面積要件は原則50㎡以上だが、2023

<sup>4</sup> 断熱性やエネルギー消費量が要件となる。

年末までに建築確認された住宅に限り、新築かつ合計所得金額が 1,000 万円以下の者に限って 40 m<sup>2</sup>に緩和されている。この床面積要件の緩和につき、法案では 2024 年末までに建築確認された住宅にも適用するよう、期限を延長することとしている。床面積要件の緩和に関しては、子育て世帯・若者夫婦世帯に限って適用される要件ではないことに注意が必要だ。

本改正法案は国会での審議・可決を経た後、2024 年 4 月 1 日より施行予定である。ただし施行日より前の 2024 年 1 月から 3 月に入居した場合についても遡及して拡充後の借入限度額が適用される。

なお、令和 7 年度の税制改正においても、長期優良住宅・低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅について、令和 6 年度の改正と同様の上乗せ措置を子育て世帯・若者夫婦世帯に対して行う方向で検討されている。

#### 4. 生命保険料控除の改正（方針）

大綱によると、所得税における生命保険料控除の新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置が講じられる方向だ。ただ、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更されない見込みである。

なお、大綱において上記の生命保険料控除や扶養控除全体の見直しについては、児童手当の高校生年代への拡充等の状況も鑑みて、令和 7 年度税制改正において令和 8 年度分以降の所得税と令和 9 年度分以降の住民税の適用について結論を出すとしている。

図表 4：生命保険料控除等の検討のイメージ

##### 【検討の方向性(イメージ)】



※また、一時払生命保険については、控除の適用対象から除外

(出所) 金融庁「令和 6 (2024) 年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一」(2023 年 12 月 22 日) より大和総研抜粋

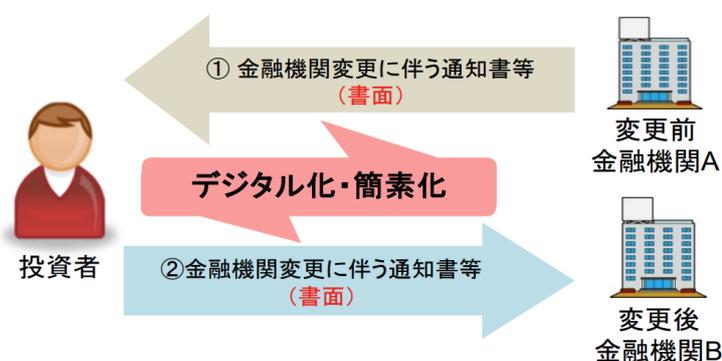
## 5. 手続き規定等の改正

### 5-1. NISA の金融機関変更手続きの電子化

現在、個人投資家が NISA 口座を開設する金融機関を変更するためには、変更前金融機関から紙媒体による通知書を受領し、変更後金融機関にその紙媒体による通知書を提出する必要がある。

法案では、これらの通知書につき、書面での交付・提出に代えて、電磁的方法による提供を可能にすると示された。つまり、変更前金融機関から提供される非課税口座廃止通知書及び変更後金融機関に提出する口座開設届出書の電子化が可能になる。

図表 5 : デジタル化された手続きのイメージ



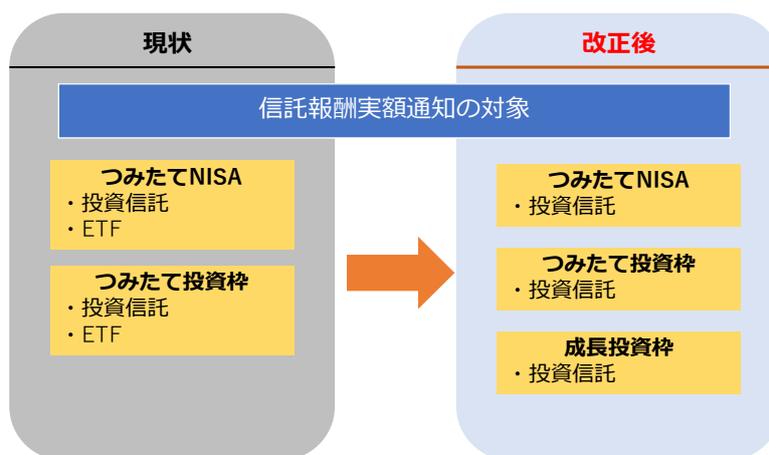
(出所) 金融庁「令和 6(2024)年度税制改正についてー税制改正大綱における金融庁関係の主要項目ー」(2023 年 12 月 22 日)より大和総研抜粋

本改正法案は国会での審議・可決を経た後、2024 年 4 月 1 日より施行予定である。本規定は施行日以後に提出された非課税口座開設届出書及び非課税口座廃止届出書に対して適用される。

## 5-2. NISA における信託報酬実績通知制度の対象商品の変更

現行制度では、つみたてNISA（2023年12月31日まで）及びつみたて投資枠（2024年1月1日から）で保有している商品は、信託報酬実績通知の対象となっている。法案では、つみたてNISA 及びつみたて投資枠で保有しているETF を実績通知の対象から除外し、成長投資枠の投資信託を新たに対象とすることが規定された。

図表 6：信託報酬実績通知制度の対象の変更



(出所) 大綱をもとに大和総研作成

## 5-3. トークン化社債の振替債同様の非課税措置の実施

銀行等の金融機関、証券会社等の金融商品取引業者などが保有する振替有価証券から発生する利子に対しては、利子の全額に対して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われないこととなっている。

現行法では、トークン化有価証券にはこれらの制度が適用されておらず、金融機関や金融商品取引業者などが保有する場合も利子の源泉徴収が必要である。そのため、金融機関にとってトークン化有価証券（トークン化社債）は資産運用上不利なため、普及が進んでいないという問題点があった。

図表 7：トークン化社債の非課税措置実施

(現状)

	振替有価証券	トークン化社債等を含む左記以外
金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用制度	○	×
公共法人等に係る所得税の非課税制度	○	×

トークン化社債  
にも適用可能に

(出所) 金融庁「令和6(2024)年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」(2023年12月22日)、法案より大和総研作成

法案では、金融商品取引業者等によって管理されたトークン化社債から発生した利子等を、金融機関や金融商品取引業者などに対する源泉徴収の不適用制度の対象とすることが示された。

#### 5-4. 税務関連帳票の電子交付手続き

大綱では、図表8で挙げた書類について電子交付を行うための要件を簡素化すると示された。現状では、これらの書類を電子交付するためには、一定の期限を定めて顧客に対して電子交付する旨の承諾を求める必要がある。改正後は、顧客が期限内に電子交付を拒否する旨の回答を行わない場合には、承諾したとみなすことが可能となる。

**図表8：電子交付手続きが簡素化される書類**

①	オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
②	配当等とみなす金額に関する支払通知書
③	通知外国所得税の額等が記載された書面
④	上場株式配当等の支払通知書
⑤	特定口座年間取引報告書
⑥	特定割引債の償還金の支払通知書
⑦	控除外国所得税相当額等が記載された書面

(出所) 大綱をもとに大和総研作成